

第 864 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 7 年 12 月 22 日開催

紫 波 町 農 業 委 員 会

第 864 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 864 回紫波町農業委員会総会は、令和 7 年 12 月 22 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 7 年 12 月 22 日(月) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 10 分
- 2 開催場所 紫波町役場 302 会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
 - 日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について
 - 日程第 5 議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 日程第 6 議案第 3 号 特定農用地利用規程の有効期間延長に係る意見の決定について
- 4 出席委員 (11 名)

1 番 蒲生庄平 君	3 番 大沼仁志 君	4 番 鈴木芳勝 君
5 番 山田 譲 君	6 番 佐藤武士 君	7 番 菅川 正 君
8 番 高橋伸夫 君	9 番 横沢一則 君	10 番 佐藤廣志 君
11 番 工藤姫子 君	12 番 岡市充司 君	
- 5 欠席委員
2 番 若菜千穂 君
- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	高田 浩一 君
事務局次長	吉田 裕之 君
主任	藤根あけみ 君
主任	横沢三重子 君
主事	村松 滉也 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 864 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

ご苦労様です。年末の何かとお忙しい中お集りいただきましてありがとうございます。

今年も色々ありましたが、年末を迎え残りあと 10 日となりました。

この1年を振り返ってみますと、大きな出来事では米騒動、トランプ関税、女性初となる高市総理大臣の誕生、クマの被害などがありました。みなさんはどうお考えでしょうか。今年から地域計画のブラッシュアップの取組が始まっています。引き続きご協力をお願いいたします。また、来年は、改選期となります。改選に当たりましても皆様のご協力をお願いいたします。

今年1年間、ありがとうございました。

それでは本日の総会審議よろしくをお願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

欠席通告は、2番 若菜千穂委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。
（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において1番 蒲生庄平委員、3番 大沼仁志委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これ

にご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第 3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第 2 条第 1 項の規定により、専決処分した件数が 15 件ありますので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 2 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について 2 件の届出があり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして 3 ページをご覧ください。報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出が 10 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして 6 ページをご覧ください。報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出が 3 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案は 7 ページになります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、ご説明をいたします。

農地法関係調査資料は 1 ページからになります。併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、12 月 16 日に開催された農地調整小委員会においてご審

議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしくをお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について」、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号 1 番の農地は組田であり、組田の相手方に贈与をするものです。

当該農地は、譲渡人が耕作している農地と離れた場所にあるため、近くの農地を耕作している譲受人に譲り渡すものです。譲受人は、農機具一式を所有しており、問題がないと思われます。

付議番号 2 番は、共有地となっている農地の持分を移転させるものです。譲受人は現在、当該農地で野菜を耕作しており、問題がないと判断いたしました。

付議番号 3 番は、譲渡人が相続で農地を取得し、非農家であることから周辺農地を耕作している農家に譲り渡すものです。譲受人は、農機具一式を所有している認定農業者であり、問題がないと思われます。

付議番号 4 番は、体調不良のため、耕作ができなくなった農地を、隣人が買い受けるものです。譲受人は、地域の担い手である法人の代表者であり、適切な農地利用がされるものと思われますので、問題がないと判断いたしました。

農地調整小委員会では、この案件は農地の最適化を図るものとして、地域との調和要件についても、問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 5 議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案 9 ページになります。議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、ご説明をいたします。農地法関係調査資料は 9 ページでございます。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、12 月 16 日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

9 番委員。

○9 番（横沢一則君）

議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する現地調査を 12 月 16 日に斉藤秋男推進委員、山田英夫推進委員、事務局長と私の 4 人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

付議番号 1 番は、現地は建物もあり長年宅地となっており農地として利用することは不可能であります。また、周辺に悪影響を及ぼす状況はなく、問題ないと見てまいりました。報告は以上です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 2 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。再開は 14 時 05 分とします。

休憩 午後 1 時 50 分

再開 午後 2 時 05 分

（農政課 入室）

○議長（岡市充司君）

休憩以前にもどり、会議を再開いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 特定農用地利用規程の有効期間延長に係る意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

議案 10 ページになります。ただいま議題となりました議案第 3 号 特定農用地利用規程の有効期間延長に係る意見の決定について、町長から農業委員会の意見を求められておりますので、ご審議をお願いいたします。本案件は、令和 2 年 12 月 21 日に認定された漆立地区特定農用地利用規程の 5 年間の有効期間が経過することから、その延長について意見を求められているものであります。

なお、本日説明員として、農政課の 村松主事 が出席しておりますので、規程に関して説明をお願いします。

○議長（岡市充司君）

農政課、村松主事。

○農政課主事（村松滉也君）

議案第 3 号 特定農用地利用規程の有効期間延長に係る意見の決定について、ご説明いたします。

(議案書朗読、別紙資料により特定農用地利用規程の内容を説明)

○議長（岡市充司君）

農政課の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

○11 番 (工藤姫子君)

先ほどの説明で、変更箇所は規程の 12 条とのことでしたが、何がどう変更になったのか教えてください。

○農政課主事（村松滉也君）

当初は、現況集積面積の合計面積、経営面積、利用権設定面積が 0ha でしたが、集積が進んだ結果、現在は総集積目標面積と同じ 61ha となりました。これに伴い、総集積目標面積から現況集積面積を差し引いた集積目標面積も 61ha から 0ha に変更となりました。これが変更箇所になります。

○議長（岡市充司君）

私からも2点質問があります。一つ目は、規程を5年延長し5年経ったらまた延長できるか否か、二つ目は、J Aからも意見聴取するとのことでしたが、J Aの意見はこれから聞くのでしょうか、この2点です。

○農政課主事（村松滉也君）

5年延長後に■■■■■■■■■■から申請があれば延長はできます。JAには既に意見聴取しており、意見無しとの回答をいただいております。

○議長（岡市充司君）

他に質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

質疑を終結し、採決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 特定農用地利用規程の有効期間延長に係る意見の決定については、有効

期間の延長に異議なしと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 864 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 10 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員